

仕 様 書

1 業務名

令和6年度 避難確保計画作成対象施設抽出等業務

2 業務の目的

水防法及び土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（札幌市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設）の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という）には、洪水時や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、「避難確保計画」という）の作成及び避難確保計画に基づく訓練の実施と市長への報告が義務付けられているところである。本業務は、最新の要配慮者利用施設情報及び洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域をもとに、避難確保計画の作成対象施設を抽出し、札幌市地域防災計画の要配慮者利用施設一覧を更新することを目的とする。

また、水防法に基づき、洪水浸水想定区域内に位置する地下街等地下施設（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）については、札幌市地域防災計画にその施設の名称と所在地を定め、洪水等の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という）の作成及び同計画に基づく訓練の実施等が義務付けられている。本業務では、避難確保・浸水防止計画の作成対象となる地下街等地下施設について、地下街等への接続状況の現地確認を行う。

3 業務の内容

別紙「業務内容」のとおり。

4 提出書類

受託者は、業務の完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を作成し、委託者に提出すること。

ア 業務完了届（2部）

イ 成果品（報告書等）（5 成果品を参照）

5 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとする。詳細は業務着手後に担当職員と協議すること。

(1) 業務報告書及び業務全般に使用した電子データ

(2) 避難確保計画作成対象施設（要配慮者利用施設）一覧表（Excel）

(3) 避難確保・浸水防止計画作成対象施設（地下街等地下施設）一覧表（Excel）

- (4) 札幌市水防計画資料編（地下街等地下施設及び要配慮者利用施設一覧表）の電子データ（Word または Excel）
- (5) 地下街等地下施設写真帳（Word または Excel）
- (6) 業務内で作成・編集した各種地理情報の GIS データー式（シェープデータ等）

6 業務の期間

業務の期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。

7 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内検査を行い、品質の管理を行うこと。また、履行検査時に社内照査結果を示すとともに、成果品にも照査記録簿等を添付すること。

8 業務の履行確認

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の成果品の修正を行わなければならない。

9 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、本市の取組を十分に理解すること。また、本仕様書のほか、下記の関係法令等を遵守すること。
 - ・ 水防法
 - ・ 土砂災害防止法
 - ・ 札幌市地域防災計画（札幌市水防計画を含む）
- (3) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。

(3) 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。

イ 本市の情報を複写及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。

ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。

エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

(4) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。

(5) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属すること。

(6) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

業 務 内 容

1 計画準備

本業務の業務内容を把握し、業務遂行計画や人員配置等について検討を行い、業務計画書の作成を行う。

2 避難確保計画作成対象となる要配慮者利用施設の抽出

(1) 対象要配慮者利用施設の抽出

委託者から提供する以下のデータに基づき、避難確保計画の作成対象施設を抽出する。抽出作業の対象は、令和5年5月1日～令和6年10月1日に新設・廃止等された要配慮者利用施設とする。

避難確保計画の作成対象となる施設は、想定浸水深が0.5m以上の洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む）と要配慮者利用施設の所在地にある建物データ（普通建物及び堅ろう建物）が重複している施設である。なお、現状では、避難確保計画における対象災害ではないものの、0.5m以上の雨水出水浸水想定区域に位置する施設についても同様に抽出を行う。

【提供データ】

- ・ 現行の避難確保計画作成対象施設一覧表（令和5年4月末時点の施設名称・所在地（住所）・施設 分類・所管課等が記載された Excel データ、2,761 施設（廃止施設含））
- ・ 令和5年5月1日～令和6年10月1日に市内で新設・廃止等された全ての要配慮者利用施設一覧表（施設名称・所在地（住所）・施設分類・所管課等が記載された Excel データ（新規：約1,400 施設、廃止・変更：約30 施設））
- ・ 札幌市建物データ（シェープファイル、ただし、属性として施設名称や所在地情報を有していないものである）
- ・ 「令和5年度 避難確保計画作成対象施設抽出業務」成果品データ（要配慮者利用施設、地下街等地下施設 GIS データ）
- ・ 洪水浸水想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 雨水出水浸水想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 土砂災害警戒区域データ（シェープファイル）

(2) 対象要配慮者利用施設一覧表の作成

抽出結果を反映した避難確保計画作成対象施設一覧表（別添1 参照）を作成する。

(3) 新旧比較表の作成

現行の避難確保計画作成対象施設一覧表と作成した避難確保計画作成対象施設一覧表を比較のうえ、新規施設や施設名称・所在地等の変更施設、廃止施設が分かる新旧の比較表を作成する。

3 避難確保・浸水防止計画作成対象となる地下街等地下施設の整理・確認

(1) 対象地下街等地下施設の現地確認

避難確保・浸水防止計画の作成対象となる地下街等地下施設のうち、地下街、地下鉄駅舎・地下通路・地下駐車場については代表的な箇所を、これらに地下で接続するビル等については地下接続する出入口部分を撮影し、対象施設ごとに管理 No・施設名称・施設所在地を記載した写真帳を作成する。写真撮影は各箇所 2～3 枚程度とする。

対象となる地下街等地下施設の一覧表は、札幌市より提供する。現在、「札幌市水防計画資料編」※1 に掲載している対象施設数は表 1 の通りである。現地確認において、対象施設の一覧に無いが、対象施設となり得る施設を見つけた場合は、担当員との協議により対応を決定する。

※1 札幌市水防計画資料編（令和 6 年 4 月）

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/documents/03r6-suibou-siryou2.pdf>

表 1 対象地下街等地下施設数（R6.4 時点）

区	地下街	地下鉄 駅舎	地下 通路	地下 駐車場	その他 (接続ビル等)	合計
中央区	4	5	2	2	70	83
北 区	0	5	1	1	6	13
東 区	0	6	0	0	0	6
白石区	0	4	0	0	5	9
厚別区	0	2	0	0	5	7
豊平区	0	2	0	0	5	7
清田区	0	0	0	0	0	0
南 区	0	0	0	0	0	0
西 区	0	2	0	0	4	6
手稲区	0	0	0	0	0	0
合計	4	26	3	3	95	131

(2) 対象地下街等地下施設一覧表の作成

避難確保・浸水防止計画作成対象施設の一覧表を作成する。一覧表に取りまとめる項目は、管理番号、所在区、施設名称、施設所在地（住所）、地下街等との接続部の座標（代表箇所）、施設種別を必須とし、その他の項目や様式は担当員との協議により決定する。

4 地域防災計画等の修正案作成

調査結果に基づき、札幌市水防計画資料編の以下の修正案を作成する。

資料 9 地下街等地下施設及び要配慮者利用施設一覧表 第 1 地下施設

[https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/documents/
03r6-suibou-siryou3.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/documents/03r6-suibou-siryou3.pdf)

資料 9 地下街等地下施設及び要配慮者利用施設一覧表 第 2 要配慮者利用施設

[https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/documents/
03r6-suibou-siryou2.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/documents/03r6-suibou-siryou2.pdf)

5 打合せ及び協議等

本業務の打合せは、業務着手時・中間時・納品時の計 3 回を想定しているが、必要に応じて適宜実施する。打合せの記録は受託者が行い、2 営業日以内に委託者に報告すること。

6 報告書作成

上記を取りまとめ、業務報告書を作成する。

避難確保計画作成対象施設の一覧表

[illegible][illegible]